

# ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リゾントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011年10月号 (Vol. 110)

## <年末調整について・・・準備が大切>

これから年末にかけて、未収金の回収や経費の支払い、年末年始の休暇による配送準備等、やるべきことはたくさんあります。特に、給与を支払っている役員、従業員に対する年末調整も控えていますので、スケジュール管理は普段以上に大切となります。

年末調整の計算そのものは12月に行いますが、準備は10月から始めるべきです。今月は、10月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。年末調整の作業で10月に確認しておくべきことを下記でみていきましょう。

→ 年末調整の対象となる従業員や役員などの確認をします。下記の表で年末調整の対象となる人、ならない人を振り分けます。対象とならない人は年末調整を行う必要がありませんので、書類を提出してもらう必要はありません。対象となるか否かの確認は重要ですので、判断を誤らないようにしましょう。

→ 年末調整の対象となる人には下記の書類を提出してもらいます。

- ①「給与対象者の扶養控除等申告書」（今年分）・・・既に提出されているはずですが、一度本人に返却し、年初の状況と変更がないか確認してもらいます。
- ②「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」
- ③「給与対象者の扶養控除等申告書」（来年分）・・・来年1月以降の給与を受け取る人が配布対象者です。来年1月以降給与を受取る人が対象ですが、この時点で記載して提出してもらうと事務の手間が減ります。

	要件
年末調整の対象となる人	次のいずれの要件にも該当する人 ○今年最後の給与支払時に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人（税額表の「甲」欄を適用している人） ○今年中の給与総額が2,000万円以下の人
年末調整の対象とならない人	上記以外の人 ・・・このような人たちは、確定申告をすることで所得税が精算されます。

はじめの取り掛かりが遅くなると、回収作業や確認作業に余裕が持てなくなり、ロスやミスを生じさせてしまう可能性が高くなります。年末に余裕を持って後の作業が行えるよう、早めに取り掛かりましょう。

刻一刻と日が短くなり、あっという間に一日が過ぎてしまうような気がします。友人たちを話していて、10月11月は、なんとなく寂しい気持ちになってあまり好きじゃないという意見が大方だったのですが、一部に季節のなかで秋が一番好きという友人もいて、様々だな～と思いました。みなさんは「秋」がお好きですか？なぜかこの季節になると温泉につかりたくなったりします。 y

